

高齢者肺炎球菌予防接種事業の費用助成について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、高齢者の肺炎球菌感染症の重症化を予防し、医療機関の負担軽減を図るため、定期及び任意高齢者用肺炎球菌予防接種事業の自己負担額を変更する。

2 実施概要

(1) 対象者：区内に住民登録があり、令和3年度10月以降の接種対象者

(2) 自己負担額：定期接種・任意接種いずれも1,500円（変更前は自己負担額4,000円）
生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援世帯については自己負担を免除している。

(3) 実施期間及び助成方法

実施期間：令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

助成方法：23区内の指定医療機関にて接種時に費用助成

(4) 東京都高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業について

令和3年10月1日より、東京都の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業が実施される（補助対象経費は被接種者一人当たり2,500円）。

本事業は、国の経過措置終了まで3か年継続されることから、令和5年度まで同様の対応を続けることとする。

3 周知方法

(1) 区報、区ホームページに掲載

(2) 実施医療機関へ通知